

浜松市春野福祉センターに係る審査基準及び処分基準

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市春野福祉センター条例（平成17年浜松市条例第187号。以下「条例」という。）に基づく申請に対する処分及び不利益処分を行うに当たっての審査基準及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、条例及び浜松市春野福祉センター条例施行規則（平成17年浜松市規則第216号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(利用許可の申請時期に係る審査基準)

第3条 規則第3条第2項に規定する「指定管理者が特に必要があると認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 国、県及び市として行政遂行上必要があると認められる場合
- (2) 公共的団体が全国大会、東海大会等広域的な事業を開催するにあたり、準備の都合上早期に会場を確保する必要があると認められる場合
- (3) その他前2号と同程度の必要性が認められる場合

(利用の許可に係る審査基準)

第4条 条例第11条に基づく利用の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、これを行わなければならない。

- (1) 利用の申請が他の利用と競合する場合
- (2) 利用予定人員が施設の収容人数を超える場合その他施設の機能によっては申請者の利用目的を達成することができないと認める場合
- (3) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合
- (4) 条例第12条の規定に基づき利用を制限する場合

2 条例第12条第2号に規定する「公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき」とは、センターにおける集会の自由を保障することの重要性よりも、センターで集会が開かれることにより、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいい、その危険性の程度としては、単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要であ

る。(平成7年3月7日最高裁)

3 条例第12条第3号に規定する「集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき」とは、間接的利益にとどまらずに当該組織に直接的な利益を与えることが認められることをいう。

4 条例第12条第5号に規定する「管理上支障があると認めるとき」とは、主催者が集会を平穩に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれがあって、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合をいう。(平成8年3月15日最高裁)

(利用料金の納付)

第5条 条例第13条第1項に規定する「指定管理者が指定する日」とは、利用者が利用しようとする日の3日前とする。

(利用料金の減免に係る審査基準)

第6条 条例第14条に規定する「その他特別の理由があると認める場合」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 天災や大規模災害を起因とする施設利用の場合
- (2) 市が地域福祉を推進する事業を実施する場合
- (3) 市として行政遂行上必要があると認められる場合。ただし定期的なものは除く

(利用料金の還付に係る審査基準)

第7条 規則第8条第1項第2号に規定する「指定管理者が利用者の責めに帰することができないと認める理由」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 天災、事故等により、センターの利用が困難となった場合
- (2) 法定伝染病等の発生又は発生及び感染が予想されることにより、催事の開催が中止となった場合

(利用許可の取消しに係る処分基準)

第8条 条例第17条第1号に規定する「この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 条例第13条第1項の規定に違反して利用料金を納付しないとき。
- (2) 条例第16条の規定に違反して利用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) 規則第10条各号に規定する遵守事項に違反したとき。
- (4) 規則第11条の規定による職員の入室を拒んだとき。

2 条例第17条第2号に規定する「管理上支障があるとき」とは、第4条第4項

に規定する場合をいう。

附 則

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。